

横浜市立万騎が原中学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は横浜市立万騎が原中学校PTAと称し、事務所を横浜市旭区万騎が原31万騎が原中学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の事項を目的とする。

1. 家庭、学校、地域における福祉を増進する。
2. 学校の教育環境の整備をはかる。
3. 地域における社会教育ならびに成人教育を盛んにし、会員の親睦をはかる。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民民主的・自主的団体として活動する。
第4条 本会は特定の政党や宗教を支持したり、営利を目的とする企業に関係してはならない。
第5条 本会は学校の管理や人事には干渉しない。

第4章 事業

第6条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 成人教育に関する行事
2. 学校行事に対する協力
3. 学校の諸施設充実のための努力
4. 教育に対する研究の奨励
5. 青少年の育成のための行事
6. その他、本会の目的を達成するための行事

第5章 会員

第7条 本会は本校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる人(以下保護者という)及び、本校に勤務する教職員(以下職員という)をもって構成する。
第8条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第6章 会計

第9条 本会の経費は会費及び自発的寄付金その他の収入をもって支弁する。
第10条 会費は年額3200円(家庭数)とする。
第11条 本会の資金及び財産は第2条の目的以外には使用してはならない。
第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第13条 本会は必要に応じ会計事務員を雇うことができる。

第7章 役員

第14条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名(保護者)
2. 副会長 2名(保護者)
3. 書記 2名(保護者・教員各1名)
4. 会計 2名(保護者・教員各1名)
5. 顧問 1名(校長)

第15条 役員の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。役員に欠員が生じた時は、すみやかに補選する。この場合、補充役員の任期は前任者の残存期間とする。

第16条 役員の内職は認めない。

第17条 役員の選出は推薦委員会を構成し、次の通り行われる。

1. 推薦委員会は次により構成する。
教員より2名、運営委員会・各委員より5名以上。
(全体で7名以上、最大10名)
2. 推薦委員会の正副委員長は委員の互選とする。
3. 推薦委員会は次の事項を行う。
(1)保護者から選出する役員立候補者、被推薦者の受付を行う。
(2)立候補者、被推薦者の中から役員候補者を選出する。その際、候補者の承諾を必要とする。
(3)候補者の氏名等を、総会の10日前までに会員に報告する。
4. 会員は次期役員及び会計監査を推薦することができる。
推薦者は被推薦者の氏名・生徒の所属学年・クラス等、被推薦者を特定できる情報と、推薦者自身の氏名・所属学年・クラス、連絡先を明記した文書を添える。
5. 推薦委員会は必要に応じて適時に構成し、次期役員および会計監査が総会で承認されるまでを任期とする。
6. 役員は総会において承認を得る。
7. 推薦委員会の活動内容については別に定める。

第8章 役員の任務

- 第18条 役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める。
 3. 書記は総会・運営委員会等の議事録を速成し、諸会合の通知の発送その他の庶務にあたる。
 4. 会計はすべての会計事務を担当し、総会において決算報告を行う。

第9章 会計監査

- 第19条 本会に会計監査を2名おく。会計監査は総会の承認を得て決定し、選出及び任期は役員に準ずる。必要に応じて会計監査を行い、その結果を総会において報告する。

第10章 総会

- 第20条 総会は全会員で構成し、本会の最高議決機関とする。
- 第21条 定期総会は年2回とし、会長がこれを招集する。但し、年度末総会については新年度役員及び会計監査委員の選出と承認の場合のみ文書による通知及び承認書をもって総会の開催に代えることができる。また、役員会・運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には会長は臨時総会を招集する。定期総会ならびに臨時総会は、止む得ない理由で出席による開催が困難な場合は運営委員会の承認を経て、書面総会とすることができる。総会の公示は10日前までに行う。
- 第22条 総会の議決決定事項は次の通りとする。
1. 事業計画・予算・決算の承認
 2. 役員及び会計監査の選出
 3. 規約改正
 4. その他の重要事項
- 第23条 総会は全会員の過半数を定足数とする。但し、委任状をもって出席に代えることができる。議決は出席者(または承認書)の過半数の同意を必要とする。
- 第24条 総会の議長選出は次の通りとする。
1. 運営委員1名
 2. 教員1名

第11章 運営委員会

- 第25条 運営委員会は本会役員・各種委員会の正副委員長をもって構成する。
- 第26条 運営委員会は次の事項を行う。
1. 各委員会より提案された諸計画の調整
 2. 事業計画及び予算案の作成
 3. 総会への提出議案作成
 4. 細則の制定及び改正。但し、この場合はただちに会員に通知する。
 5. その他、必要な事項
- 第27条 運営委員会の定足数は委員の過半数とし、その議決は出席委員の過半数とする。
- 第28条 運営委員会は会長が招集する。但し、委員の4分の1以上の要求があった場合は臨時に開催することができる。

第12章 役員会

- 第29条 役員会は役員で構成し、必要により会長が招集する。
- 第30条 1. 役員会は総会及び運営委員会に対する議案の作成と日常業務を処理する。
2. その他、必要事項を処理する。

第13章 委員会

- 第31条 本会に次の委員会をおく。
1. 学年委員会
 2. 保健委員会
 3. 広報委員会
- 第32条 各種委員会は次の業務を分担する。
1. 学年委員会 学校と家庭の連絡を密にし、学年学級の連絡調整・学校行事に協力する。
 2. 保健委員会 生徒の保健衛生、校内環境の美化、会員及び生徒の福利厚生に関する業務を行う。
 3. 広報委員会 会報・速報などを利用して広報活動を行う。
- 第33条 各種委員会の正副委員長は各委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 第34条 各種委員会の委員選出については別に定める。

第14章 特別委員会

- 第35条 運営委員会が必要と認めた場合は特別委員会を設けることができる。

第15章 その他

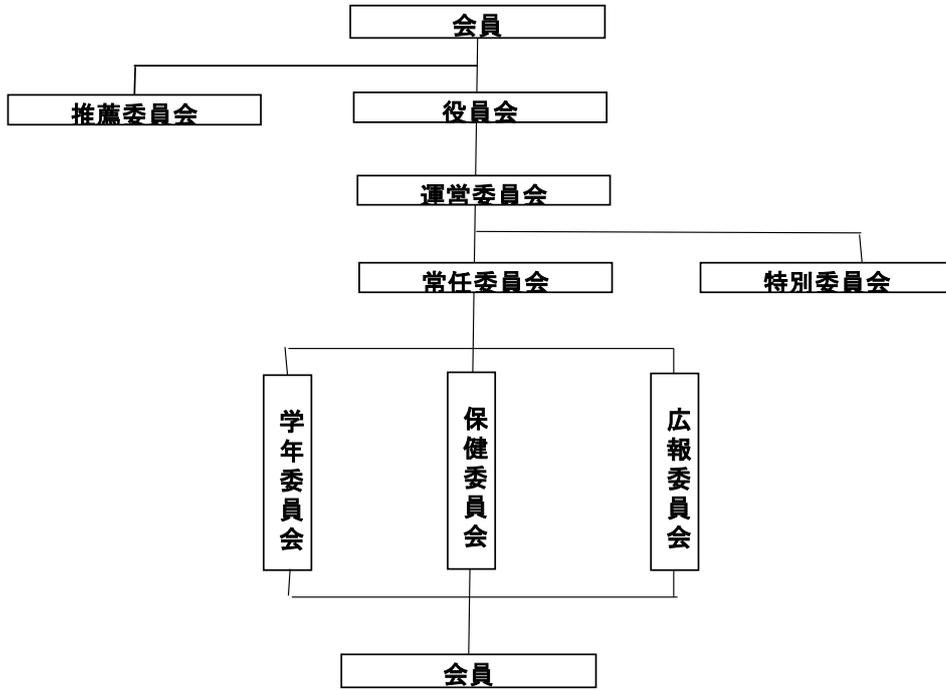
- 第36条 慶弔その他必要とする細則については、別に定める。
- 第37条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第16章 付則

第38条 この規約は昭和36年5月29日より施行する。

昭和39年4月25日	一部改正	昭和40年 3月 2日	一部改正
昭和45年3月 7日	改 正	昭和56年 3月 2日	一部改正
昭和57年3月 6日	一部改正	昭和58年 3月 5日	一部改正
平成 2年5月26日	一部改正	平成 3年 3月 2日	一部改正
平成 7年2月25日	一部改正	平成 9年 2月15日	一部改正
平成11年5月20日	一部改正	平成13年12月11日	一部改正
平成18年5月25日	一部改正	平成21年 2月25日	一部改正
平成24年2月20日	一部改正	平成27年 3月 6日	一部改正
平成31年2月21日	一部改正	令和 2年11月 6日	一部改正
令和 4年5月26日	一部改正	令和 5年 5月23日	一部改正

PTA組織図



横浜市立万騎が原中学校PTA規約・細則

委員選出規定

- 第1条 この規定はPTA規約第34条に基づき定める。
- 第2条 委員は次の委員会に所属する。
1. 学年委員会 2. 保健委員会 3. 広報委員会
- 第3条 委員の定数は運営委員会が定める。
- 第4条 1. 委員の任期は毎年4月より1年間とする。
2. 委員に欠員が生じた時の補充の要否、人選などはすべて運営委員会が行う。
3. 正副委員長の任期は選出後、次年度の第一回目の総会までとする。
- 第5条 1. 学年委員については、運営委員会の推薦により会長の委嘱をうけた者が世話役となる。
選出する人数は運営委員会が定める。
2. 保健委員会、広報委員会については、運営委員会の推薦により会長の委嘱をうけた者が世話役となる。選出する人数は運営委員会が定める。
3. 前各項により委員の選出が不可能な場合は、運営委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 第6条 1. 正副委員長は常任委員総会において互選する。
2. 常任委員総会は会長が招集する。
- 第7条 第5条及び第6条については、各年度第一回目に総会までに終了するものとする。
- 第8条 この細則は運営委員会において、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。但し、この場合は規約第26条の4項によらなければならない。

慶弔規定

- 第1条 この規定はPTA規約第36条に基づき定める。
- 第2条 削除
- 第3条 会員が水害・火災等の非常災害にあった時は見舞金を贈る。その金額については役員会で決定する。
- 第4条 次の者が死亡したときは香典10,000円と花輪を贈る。
1. 会員（保護者またはこれに代わる者、教職員）
2. 生徒
3. 教職員の配偶者・子・実父母（同居の義父母）
但し、3.については、香典を半額とする。
- 第5条 役員、会計監査、正副委員長（規約第13章）の退任に際して、総会の席上記念品を贈る。
- 第6条 この規定に定めない事項、または特に必要のある場合は役員会で協議し処理する。
- 第7条 この細則は運営委員会において、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。但し、この場合は規約第26条の4項によらなければならない。

推薦委員会活動規定

- 第1条 この規定はPTA規約第17条7項に基づき定める。
- 第2条 推薦委員会は原則毎年10月に発足し、年度末総会前までに次期役員および会計監査候補者を選定し、会員に周知する。
- 第3条 役員、立候補者と被推薦者の受付は書面で行う。
- 第4条 推薦の書面は各クラス担任を通じて提出し、教員から選出された推薦委員のみで集計する。
- 第5条 立候補者および被推薦者の情報は推薦委員会全体で共有し、定数分の役員候補者を選定する。
- 第6条 選定の方法は推薦委員会が決定する。最終的に役員候補者を決定するにあたっては推薦委員全員の3分の2以上の承認を必要とする。
- 第7条 推薦委員が役員候補者となる場合は、推薦委員を辞退する。
- 第8条 この細則は運営委員会において、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。但し、この場合は規約第26条の4項によらなければならない。
- 第9条 この規定は令和元年10月より適用する。
令和5年5月23日 一部改正

横浜市立万騎が原中学校学校PTA 個人情報取扱規則

- 第1条 (目的)
万騎が原中学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。
- 第2条 (責務)
本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第3条 (管理者)
本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長及び学校長とする。
- 第4条 (取扱者)
本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA会長及び役員・委員とする。
- 第5条 (秘密保持義務)
個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第6条 (収集方法)
本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。
- 第7条 (利用)
取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
(1) 会費集金、管理、各種連絡
(2) 会員名簿、委員会名簿の配布物作成
(利用目的による制限)
- 第8条
本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第9条 (管理)
個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
(保管及び持ち出し等)
- 第10条
個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 第11条 (第三者提供の制限)
個人情報は次にあげられる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
(第三者提供に係る記録の作成等)
- 第12条
個人情報を第三者(前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1 第三者の氏名
2 提供する対象者の氏名
3 提供する情報の項目
4 対象者の同意を得ている旨
- 第13条 (第三者提供を受ける際の確認等)
第三者(前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1 第三者の氏名
2 第三者が個人情報を取得した経緯
3 提供を受ける対象者の氏名
4 提供を受ける情報の項目
5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 第14条 (情報開示等)
本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
(漏えい時等の対応)
- 第15条
個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長及び学校長に報告する。
- 第16条 (研修)
本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。
- 第17条 (苦情の処理)
本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 第18条 (改正)
本会の「万騎が原中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和4年5月26日より施行する。